

山梨県戦略的広報推進業務委託企画提案公募公告

次のとおり、「山梨県戦略的広報推進業務委託」に係る企画提案を募集します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和3年4月23日

1 業務の目的

山梨県は、戦略的な広報を推進することにより、県政情報等の発信力を高めていくため、人材育成、メディア対応など広報に関する総合的な支援を受ける「山梨県戦略的広報推進業務」の委託に当たり、次のとおり企画提案を募集する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名称

山梨県戦略的広報推進業務委託

(2) 業務内容

別紙1「山梨県戦略的広報推進業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金4,840,000円（消費税及び特別消費税を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※なお、上記金額には首都圏メディアに向けたリリース配信業務の成果による委託料としての上限額金550,000円（消費税及び特別消費税含む）を含むものとする。

3 応募資格

応募できるのは、次の掲げる要件をすべて満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年山梨県告示第64号）に定める競争入札に参加することができる者又は名簿に登載見込みの者であること。
- (4) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 戦略的な広報・PR、同コンサルティング、メディアリレーション及び危機管理広報へのサポートを業務としている業者であること。

4 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

山梨県戦略的広報推進業務委託に係る企画提案審査委員会において、下記(2)の評価項目によ

り、企画提案書等に基づく審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。
 なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての意義申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

業務内容	① 山梨県政に係る現状認識・課題把握、及び山梨県の戦略的広報のあり方についての基本的考え方 ② 首都圏メディアとのネットワーク及び委託業務への活用方法 ③ 山梨県の戦略的広報の推進に向けた人材育成計画（研修計画等） ④ 山梨県の危機管理広報に対するサポート内容 ⑤ 委託業務の実施に生かせる強み及び山梨県にとって期待できる効果
業務価格	⑥ 提案価格に対する評価

5 手続き等に関する事項

(1) 担当部署

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）

山梨県 知事政策局 広聴広報グループ 企画・広聴

電話：055-223-1336 メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案募集要項等の交付

〔交付期限〕 令和3年4月30日（金）

土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

〔交付場所〕 山梨県知事政策局 広聴広報グループ 企画・広聴

上記の他、県のホームページからダウンロード可能

<https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/senryaku/03sennryakusuisin.html>

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出

〔提出期限〕 令和3年4月30日（金）午後5時必着

〔提出方法〕 持参又は郵送

※持参での受付は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

〔提出場所〕 山梨県知事政策局 広聴広報グループ 企画・広聴

(4) 企画提案に関する質問の受付

〔受付期限〕 令和3年5月7日（金）午後5時必着

〔質問方法〕 電子メールで送信すること。

電子メールの件名は「山梨県戦略的広報推進プロポーザル質問」と記すこと。

メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp 電子メールで送信すること

(5) 企画提案書等の提出

〔提出期限〕 令和3年5月14日（金）午後5時必着

〔提出方法〕 持参又は郵送

※持参での受付は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

〔提出場所〕 山梨県知事政策局 広聴広報グループ 企画・広聴

(6) 審査の実施

① 審査方法

審査は、企画提案書等により審査し、本業務に関する候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

② 審査委員会日時・場所

令和3年5月20日（木）、山梨県庁内での実施を予定

③ 審査結果

審査結果については書面にて提案者あて通知する。

6 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成は要とする。
- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。